

平成23年4月26日(火)朝刊23面

災害時には家を離れて生活しないといけない人々が多く発生する。

今回の東日本大震災では、地震と津波で家を失つたことに加え、福島第一原子力発電所から漏れた放射能を浴びる危険性がある区域から避難指示された人も多く出でている。

4月24日午後4時現在の避難者数は13万875人(警察庁)と報告されている。被災の中には、乳幼児、高齢者、障害者、病気で療養されている人がいる。災害時にはそれらの人々の生活支援、健康支援を行う公的職種として、保健師が存在している。

平成7年に発生した阪神大震災では、避難生活の中で体調を悪くして死亡する人がいたことが問題となつた。今回もこうした二次災害の予防が大きな課題となつていている。

阪神大震災の時は、被災者が多くの時代は、まだ地域の看護



## 被災者支援での保健師の重要性

活動があまり存在していないなかには、仮設住宅に移つても孤独死する人が後を絶たなかつた。被災者に対する健康支援活動がいかに大切であるかを認識させた。

一方、市區町村に統一されている。阪神大震災が発生したころは、わが国の公衆衛生制度の変化、被災者の健康支援者として保健師が目立つていなければならぬ班が編成され、病人、妊婦、乳幼児に対する訪問が優先的に行われたことが記録されて

ため、国が間に入り、全国の自治体の保健師に派遣要請がなされた。

被災者の健康支援については、死者・行方不明10万5千人といわれている関東大震災(大正12年の時にも行われている)の時代は、まだ地域の看護

昭和12年に保健所法が制定され、全国的に保健師が配置されようになつた。しかし、地域の人々に対する健康管理では、国民健康保険診療施設の保健師

は、死者・行方不明10万5千人といわれている関東大震災(大正12年の時にも行われている)の時代は、まだ地域の看護

一方、市區町村保健師数は阪神大震災の時と比べ2倍近く増えている。阪神大震災では、全国の都道府県、指定都市、特別区から派遣される保健師が多かつたが、現在、都道府県の保健師は大幅に減つている。

平成6年と平成21年とを比較すると、市町村保健師の行政保健師に占める割合は60・6%から83・9%となつていて。にもかかわらず、東日本大震災では、被災者の健康支援者として保健師が目立つていなければならぬのがどうか。

(高島毛蔵雄・関西大学社会安全学部教授)